

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人絆会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬は無しとし、実費弁償費を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬は無しとし、実費弁償費を支払う。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬は無しとし、実費弁償費を支払う。

2 理事長の月額報酬及び通勤手当等の支給方法を別表4に記載する。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬は無しとし、実費弁償費を支払う。

4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬は無しとし、実費弁償費を支払う。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬は無しとし、実費弁償費を支払う。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬は無しとし、実費弁償費を支払う。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬は無しとし、実費弁償費を支払う。また、同日にあわせて他の業務

を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬は無しとし、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料としての作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(改正)

付 則

この規程は、平成26年4月1日より適用する

この規程は、平成29年6月1日より適用する

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	0円	5,000円
評議員会出席報酬等	0円	5,000円
苦情対応第三者委員	0円	5,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	0円	5,000円
監事監査指導報酬等	0円	5,000円
苦情対応第三者委員	0円	5,000円

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	0円	実 費

社会福祉法人絆会 理事長報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人絆会の理事長の月額報酬及び通勤手当等の支給方法を定めることを目的とする。

(支給及び手当)

第2条 理事長に対しては月額給与、通勤手当を支給する。

(月額給与)

第3条 理事長の月額給与は次のとおりとする。

理事長 400,000 円

ただし、1 か月の勤務時間を 20 時間以上とする。

2、理事長は、前項の規定にかかわらず、その者の勤務実績等に応じ、100 分の 20 の範囲で増減または減額することができる。

(支給方法)

第4条 理事長の月額の支給方法は、法人職員と同じ 毎月 15 日締切り、当月 27 日払いとする。

(通勤手当及び退職手当の支給方法)

第5条 理事長に対して支給する通勤手当の額は次のとおりとする。

通勤手当 1回 10,000 円 (横浜市以外の場合)

1回 7,500 円 (横浜市内の場合)

(月額上限は 50,000 円までとする。)

2、理事長に退職手当は支給しない。

附則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。